

作成年月日	令和2年6月29日
作成部局課室	健康福祉部少子高齢局高齢政策課 健康福祉部障害福祉局障害福祉課 健康福祉部障害福祉局いのち対策室 健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課

社会福祉施設における感染症対策方針について

1 趣旨

高齢者、障害者等の入所施設において、新型コロナウイルス患者が発生した場合の基本的対応方針を定めることにより、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。

また、新型コロナウイルス感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを整備する。

2 内容

(1) 入所者が新型コロナに感染した場合の対応

- 高齢者・・・別紙1
- 知的障害者等・・・別紙2
- 精神障害者等・・・別紙3

(2) 協力施設等の職員派遣等の仕組み

- 入所施設等で新型コロナウイルス感染者が発生し、同一施設・同一法人で可能な限りの対応をしたにもかかわらず職員が不足する施設等は、県へ職員派遣等の支援を依頼する。
- 県は、当該施設等の種別に応じて、関係団体へ職員派遣等の対応を依頼する（別紙4、別紙5）。
- 濃厚接触者として自宅待機となった利用者が代替サービスを必要とする場合、居宅介護支援事業所、相談支援専門員及び市町等と連携し、代替サービスを提供する協力事業所を調整する（別紙6、別紙7）。
- 県はサービスを提供した協力事業所へ必要な衛生材料の供給や旅費等の補助を行う。

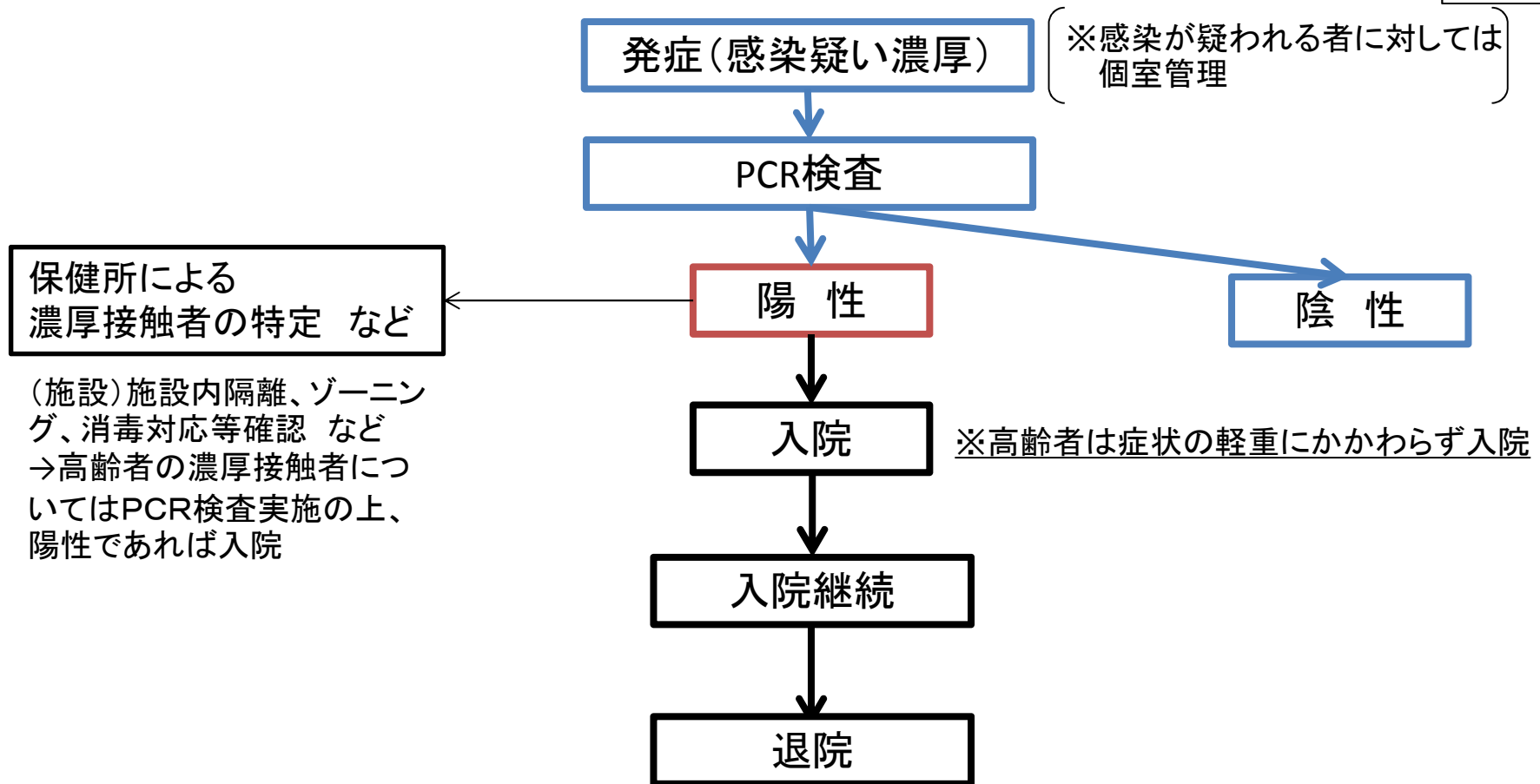
(3) 社会福祉施設における感染症防止対策等への支援

- 感染症対策のための各種物品購入、外部専門家等による研修実施
- 感染拡大防止のための個室化改修、簡易陰圧装置及び多機能型簡易居室の設置等
- 県による衛生資材備蓄
- 外部専門家等による相談窓口の設置、派遣指導
- 施設入所者の一時的な受け皿整備 等

〔問合せ先〕	健康福祉部少子高齢局高齢政策課	TEL078-362-9032
	健康福祉部障害福祉局障害福祉課	TEL078-362-3191
	健康福祉部障害福祉局いのち対策室	TEL078-362-3060
	健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課	TEL078-362-3260

入所施設の高齢者が感染した場合の対応

別紙1



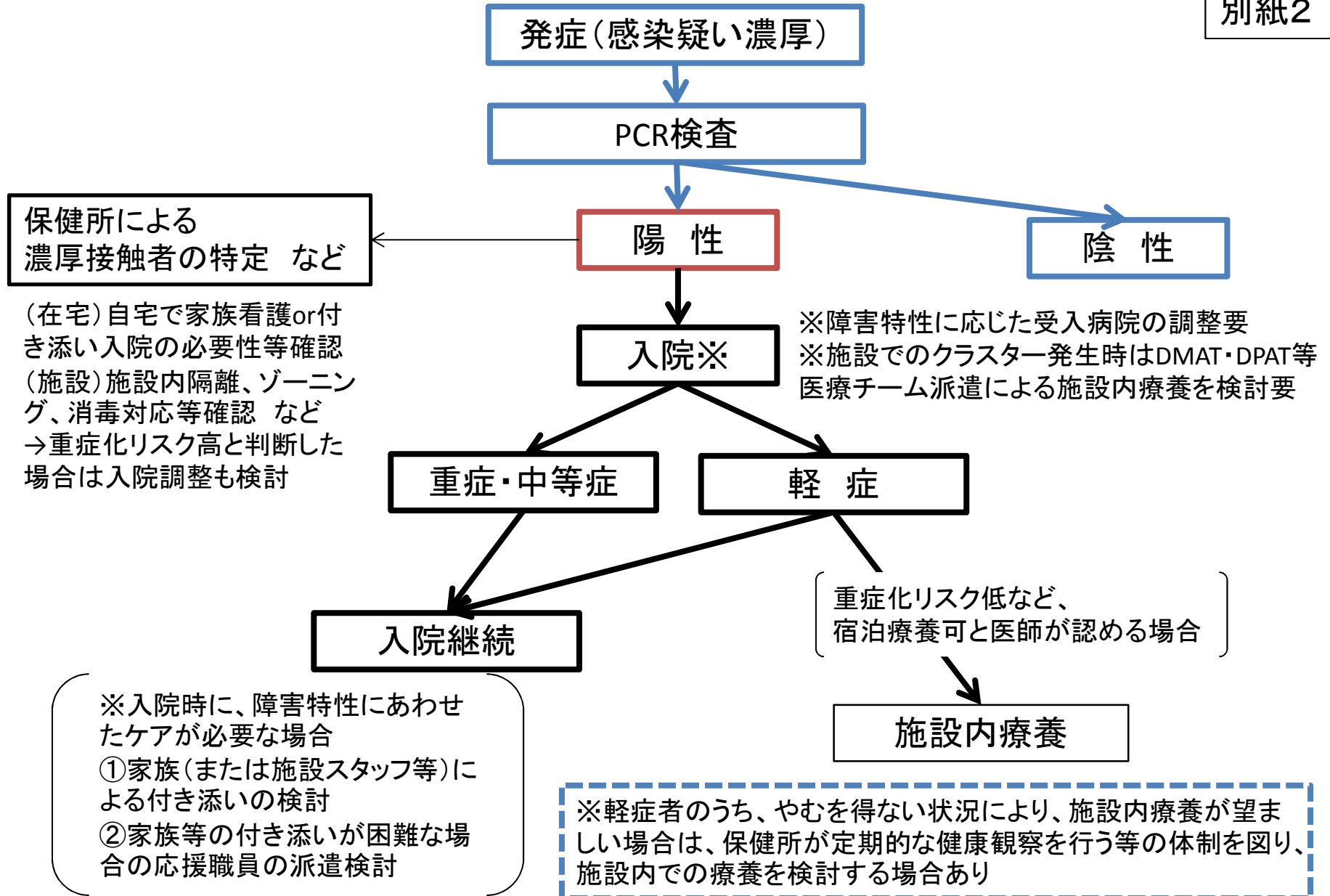
保健所による濃厚接触者の特定 など

(施設)施設内隔離、ゾーニング、消毒対応等確認 など
→高齢者の濃厚接触者についてはPCR検査実施の上、陽性であれば入院

※入院の場合は、予定される入院期間が3ヶ月以内であれば、施設は利用者の意向も踏まえつつ、床を確保する必要あり

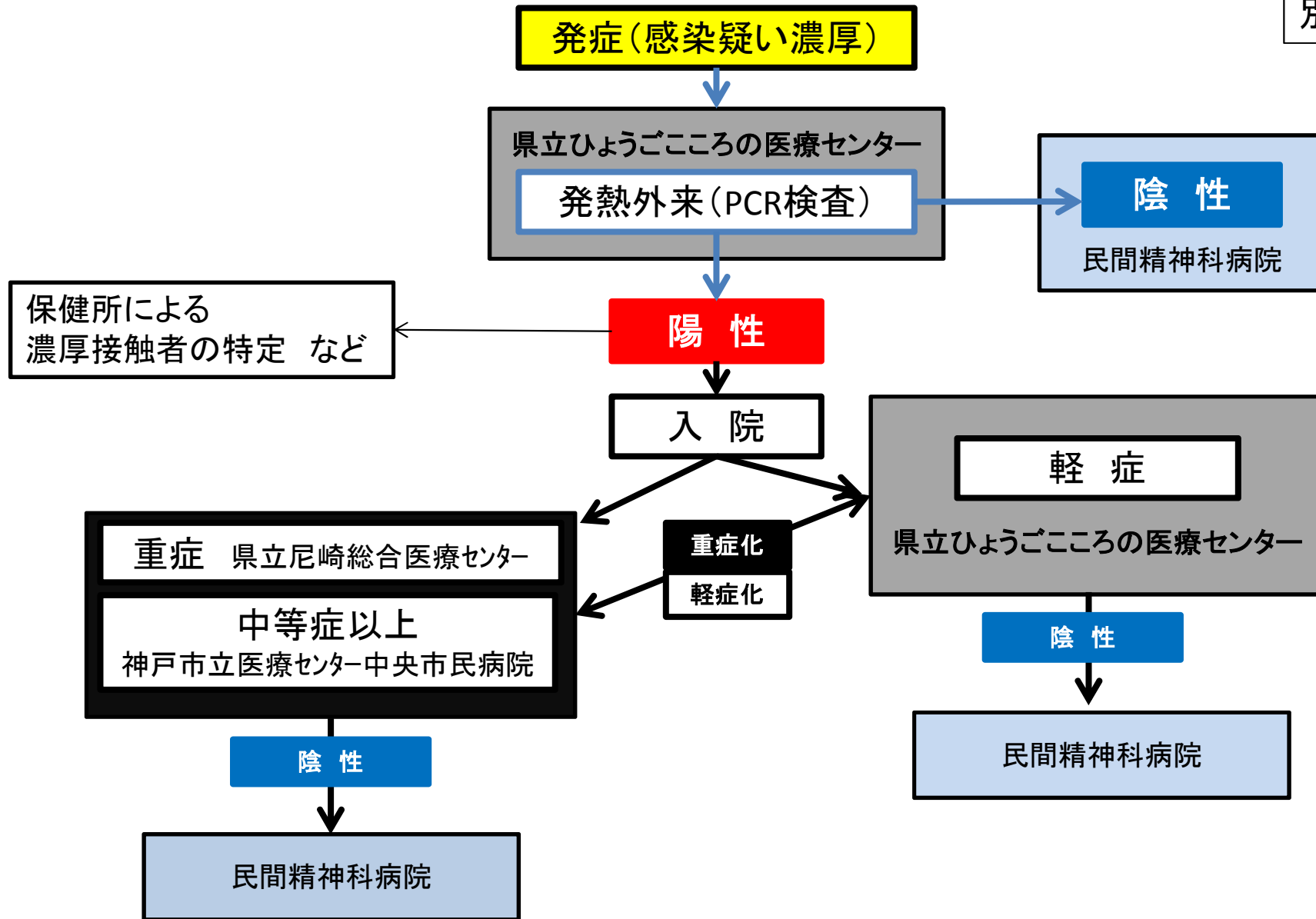
知的障害等のため、他者の介助を要する者が感染した場合の対応

別紙2



新型コロナウイルス感染症の精神障害者・精神疾患患者の対応

別紙3



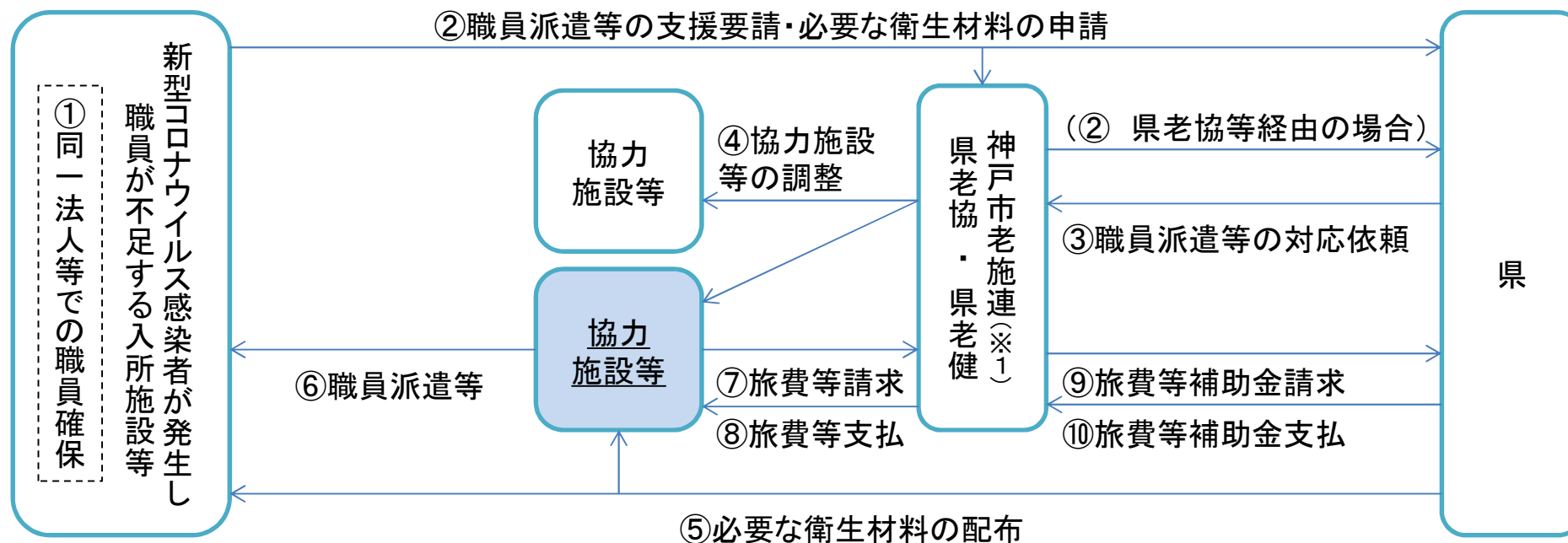
※ ひょうごこころの医療センターでは、コロナ軽症で自傷他害等のおそれのある患者(精神疾患、認知症等)対応

■ 高齢者施設の協力フロー(イメージ)

別紙4

- 入所施設等で新型コロナウイルス感染者が発生し、同一施設・同一法人で可能な限りの対応をしたにもかかわらず職員が不足する施設等は県に対して職員派遣等の支援を依頼(県老協等経由も可)。
- 県は、当該施設等の種別に応じて、県老人福祉事業協会(特養・養護・軽費)、県介護老人保健施設協会(老健)、その他の協力施設等に職員派遣等の対応を依頼する。

協力フロー(イメージ)



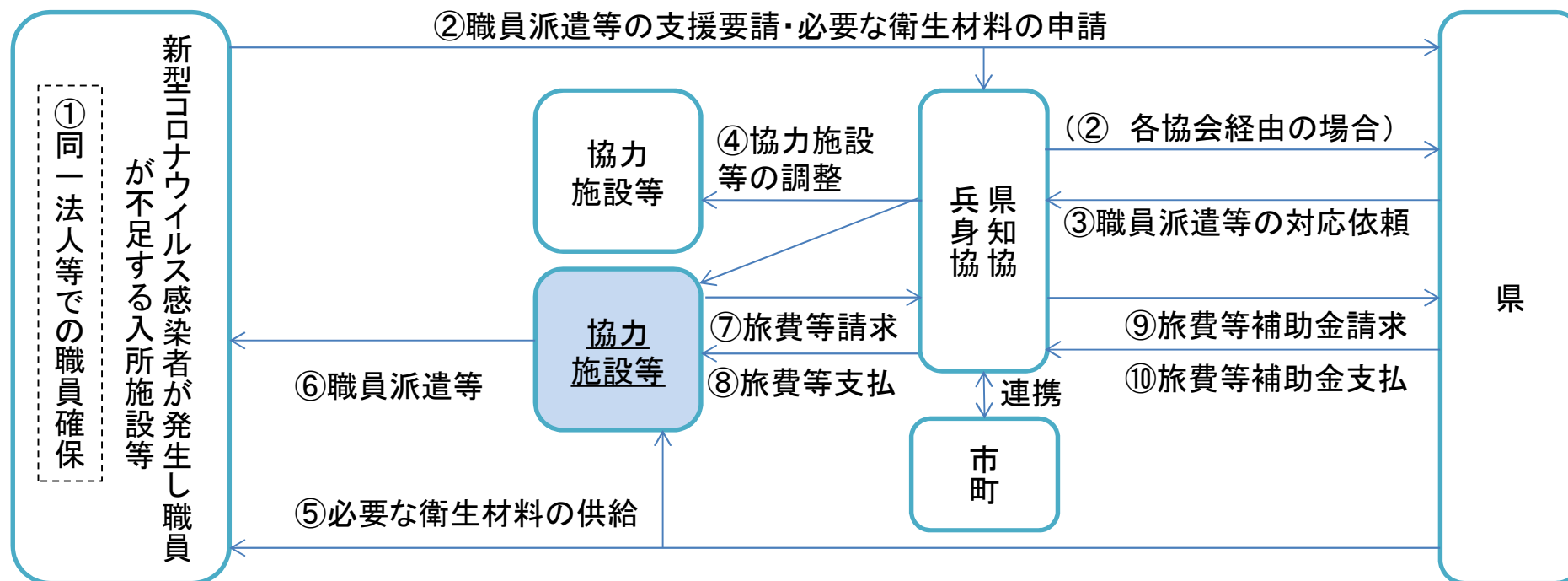
※1 県老協等を通じて協力施設等からの職員派遣等を調整する場合。県が直接県老協等の未加盟団体に支援を依頼することもあり得る。

※2 衛生資材は感染者が発生した入所施設等のものを使用することを優先し、足りない場合に県が必要な衛生資材を配布する。

■障害者施設等での協力フロー(イメージ)

- 入所施設等で新型コロナウイルス感染者が発生し、同一施設・同一法人で可能な限りの対応をしたにもかかわらず職員が不足する施設等は県に対して職員派遣等の支援を依頼(県知協、兵身協経由も可)。
- 県は、当該施設等の種別に応じて、県知的障害者施設協会又は身体障害者支援施設協議会に職員派遣等の対応を依頼する。

協力フロー(イメージ)



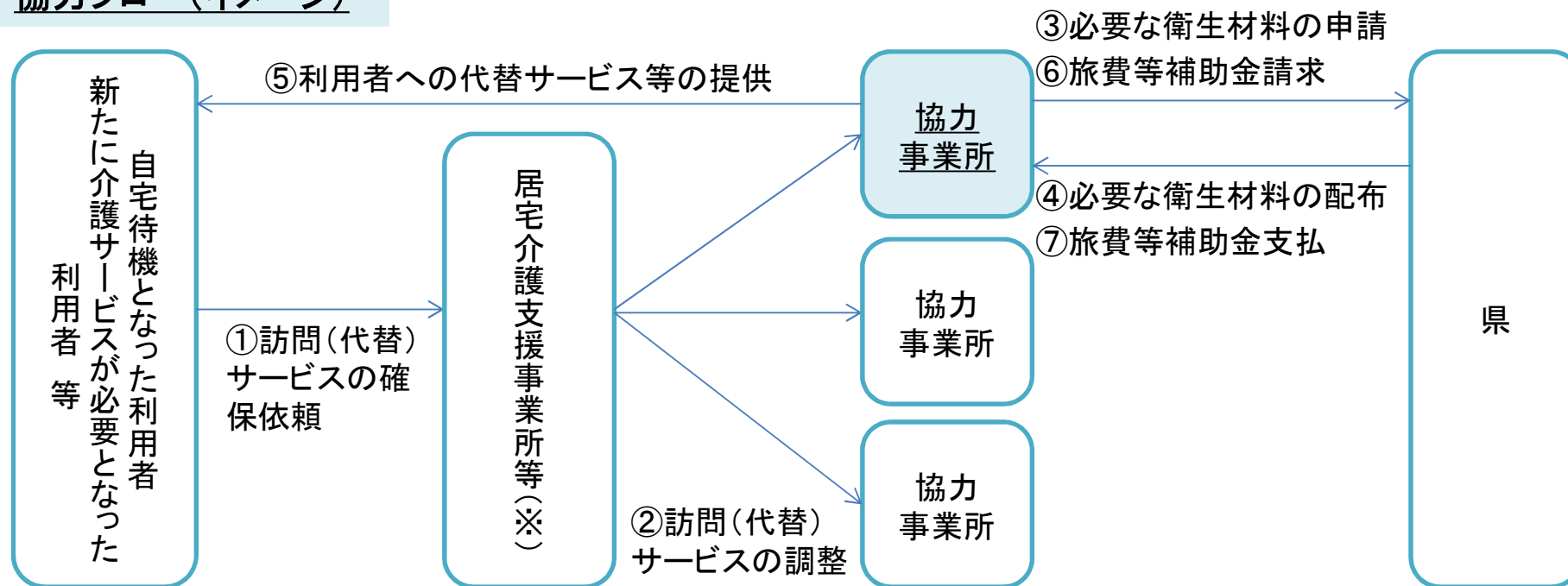
※ 各協会を通じて協力施設等からの職員派遣等を調整する場合。県が直接各協会の未加盟団体に支援を依頼することもあり得る。

※ 衛生資材は感染者が発生した入所施設等のものを使用することを基本とし、足りない場合に県が必要な衛生資材を配布する。

■ 介護サービス提供の協力フロー(イメージ)

- 自宅待機となった利用者や新たに介護サービスが必要となった利用者に係る居宅介護支援事業所等は、当該利用者が訪問(代替)サービス等を必要とする場合には、あらかじめ提供された協力事業所のリストを参考にしながら、代替サービスを提供する事業所等を調整する。
- 県は、代替サービスの提供等を行うこととなった協力事業所に対し、その申請に応じて必要な衛生材料の配布等を行う。

協力フロー(イメージ)



※要介護認定を受けていない方が新たに介護サービスを必要とする場合、地域包括支援センターの介護支援専門員が協力事業所を調整することがあります。

■障害サービス提供に係る協力フロー(イメージ)

別紙7

- 濃厚接触者として自宅待機となった利用者が代替サービスを必要とする場合、市町は、協力事業所のリストを参考にしながら、相談支援専門員や関係機関等と連携し、代替サービスを提供する事業所を調整する。
- 県は、サービスを提供することとなった協力事業所に対し、その申請に応じて必要な衛生材料の供給等を行う。

協力フロー(イメージ)

